**多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業実施要領**

令和7年5月29日　国自物第41号

この実施要領は多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金交付要綱（令和7年5月29日付国自物第41号。以下「交付要綱」という。）に定める多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業費補助金の交付等多様な輸送モードの更なる活用に向けた実証等事業（以下「本事業」という。）の実施に当たって必要な事項を定める。

1. 用語

この実施要領において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

1. 申請要件
	1. 補助対象事業者（交付要綱第3条）

交付要綱第3条で定めるその他の航空運送や海上運送に関係する民間事業者とは、航空貨物の取扱施設を設置し又は管理する者、空港において地上取扱業務に関連する者、港湾運営会社及び港湾運送事業者等とする。

* 1. 補助対象事業と補助対象経費（交付要綱第4条、別表1及び別表2）

(ア)　 航空貨物輸送の更なる活用に向けた実証等事業

定期便の空きスペース等を活用した航空貨物輸送の実証運航又は需要調査事業。ただし、同区間のトラック輸送等と比較して、省人化とCO2排出量削減が図られる一体的な取組であること。

補助対象経費

①　航空貨物輸送の実証運航又は需要調査に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、トライアル輸送の費用等）

②　実証運航に伴い関連資機材等を導入する場合に要する費用（計量機器等の購入・設置費用等）

(イ) 海上輸送の更なる活用に向けた実証事業

内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航事業。ただし、同区間のトラック輸送と比較して、省人化とCO2排出量削減が図られる一体的な取組であること。

補助対象経費

内航海運の新規需要創出（新規航路（寄港地の変更や追加を含む）、混載輸送、空荷防止等）に関する実証運航に要する費用（協議会開催等の事務費、データの収集・分析の費用、アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、トライアル輸送の費用等）

2.(2)内記載の①及び②は、交付要綱別表1～別表2内補助対象経費の①及び②を指す。

* 1. 補助対象期間

交付決定の日から令和8年2月末までの実証又は調査に要する費用を対象とする。

1. 補助金の額の算出方法（交付要綱第4条、別表1及び別表2）
	1. 航空輸送の新規航路開設に向けた実証等事業

①補助対象経費の額以内とする。ただし、1,000万円を上限とする。

②補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額以内とする。ただし、1,000万円を上限とする。

※①＋②＝上限総額2,000万円。

* 1. 海上輸送の新規航路開設に向けた実証事業

補助対象経費に補助率1/2を乗じて得た額以内とする。ただし、2,000万円を上限とする。

1. 補助金の交付申請（交付要綱第5条）

補助対象事業者は、交付要綱第5条の規定に基づき、交付要綱第1号様式による補助金交付申請書を提出するものとする。

1. 交付申請書の添付書類
2. 事業計画（様式1-1又は様式1-2）
3. 補助対象経費の算出の根拠となる書類
4. 振込先調書（様式2）
5. その他補助金の交付に関して参考となる書類
6. 交付決定の通知（交付要綱第6条）

交付申請書の内容を審査の上、交付決定を行った者については、交付要綱第6条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

1. 事業計画の変更（交付要綱第7条）

交付要綱第7条で定める補助対象事業の軽微な変更とは、補助対象経費の減少額が20%未満の場合（事業完了予定日の2か月前の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが20％未満の場合を含む）と、次項に基づく月次報告における毎月の輸送実績に鑑み、補助対象期間の終了時点までの輸送見込みが、当初作成された事業計画と比較して20%未満の割合で下回る場合とする。

1. 月次（中間）報告と事業計画の変更、中止又は廃止（交付要綱第7条、第10条及び第11条）
	1. 月次（中間）報告の提出

補助金の交付の決定を受けた補助対象事業者は、交付要綱第11条第1項の規定に基づき、原則として事業完了予定日の3か月前までの補助対象事業の進捗状況（中間報告）を、事業完了予定日の3か月前の時点から2週間後（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）までに、様式3-1または様式3-2により提出するものとする。

* 1. 事業途中での事業計画の変更

補助対象事業者は、補助対象事業が以下の事項に該当する場合は、変更後の事業計画を添えて、交付要綱第7条に基づく交付決定（変更）申請書を速やかに提出するものとする。

なお、下記①および②の変更申請は、令和7年12月末までに行うものとし、それ以降変更申請を行う必要が生じた場合においては、必ずしもこれを行うことを要しない。

1. 補助対象経費の減少額が20%以上となる場合、又は令和7年12月末の時点で補助対象期間の終了時点までの補助対象経費の減少額の見込みが20%以上となる場合

（交付決定額を下回らない場合を除く）。

1. 調査内容又は実証経路を変更、追加又は廃止する場合。
2. 補助対象事業の完了実績報告（交付要綱第12条）
	1. 提出書類
3. 補助対象事業完了実績報告書（交付要綱第8号様式）
4. 事業計画（実績報告）（様式4-1又は様式4-2）
5. 補助対象経費の実績額を明らかにした書類（契約書、請求書及び輸送の実績等を明らかにした書類等）
6. 補助対象経費の支払いを証する書類（領収書、振込金受取書や通帳の写し等。添付出来ない場合は、後日提出する旨を約する確約書を提出すること。）
7. その他補助対象事業の実績を審査する際に参考となる書類
	1. 提出期限

交付要綱第12条で定める期限（補助対象事業が完了した日若しくは補助対象事業の廃止の承認があった日から30日を経過した日又は令和8年3月15日（土、日又は祝日にあたる場合はその前の平日）のいずれか早い日までとする。

1. 額の確定及び補助金の支払い（交付要綱第13条、第14条、別表1及び別表2）
	1. 額の確定

完了実績報告書の内容を審査の上、補助対象事業の実施に要した補助対象経費の実績額に基づく補助金額又は交付決定額（交付決定額を変更した場合は、変更後の額）のいずれか少ない額において交付すべき補助金額を確定し、交付要綱第13条の規定に基づきその旨を通知するものとする。

* 1. 補助金の支払い

確定した補助金について、交付要綱第10号様式による補助金支払請求書に基づき、指定の口座に振り込むものとする。（精算払）

1. 航空輸送の更なる活用に向けた実証等事業・海上輸送の新規航路開設に向けた実証事業に係る補助事業終了後の実施状況等の報告（交付要綱第11条又は第15条）
	1. 実施状況の報告

交付要綱第11条第1項の規定に基づき、補助対象事業者は、補助対象事業が終了した後の補助対象事業に係る実施状況を報告するものとする。

* 1. その他の報告

交付要綱第11条第1項の規定に基づき、補助対象期間の満了の日までの補助対象事業の実施状況等について、別途提出期限を定めて報告を求める場合があるものとする。

11.　提出方法

　 上記記載の申請様式等については、郵送または電子メールにて提出することとする。

附 則

この要領は、令和6年度の補助金から適用する。